

南相馬市条例第 号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例（平成 26 年南相馬市条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日までに使用者が一時宿泊所の使用を終了し、又は原状に回復しないときは、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。